

公益財団法人創通育英財団

平成30年度奨学金 募集要項

1. 目的

近年、家庭をめぐる社会環境の課題は、より複雑化、深刻化しており、養育に大きな困難を抱える家庭は増加しています。その中には、自らの未来を考え選択することがままならない青年達も多く存在しています。

本事業は、こうした現状に鑑み、様々な事情により進学が困難な青年達を、経済的・精神的両面から応援することで、青年達の可能性を広げ、将来社会に貢献し得る有為な人材の育成を目的とした事業です。

2. 申請について

【応募資格】

対象者の区分に応じA・Bの応募資格があります。

A. 児童養護施設等・里親家庭・ひとり親家庭等に暮らす学生

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 高校3年生または高等学校卒業程度認定試験合格者（見込者を含む）のうち、大学・短期大学・専門学校に進学を希望していること
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ・児童養護施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、児童自立支援施設、母子生活支援施設に入所している者
 - ・里親のもとで養育されている者
 - ・ひとり親または両親のいない者
- (3) 広域関東圏※に進学すること
※茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
- (4) 人物・学力ともにすぐれ、かつ向学心があること
- (5) 日本国籍を有していること

B. 障害のある学生

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 障害者手帳または特定疾患医療受給者証を保有していること
- (2) 以下のいずれかに該当すること
 - ・高等学校または特別支援学校高等部の在籍者または卒業生
 - ・高等学校卒業程度認定試験合格者（見込者を含む）
- (3) 大学・短期大学・専門学校に進学を希望する者であること
- (4) 広域関東圏※に進学すること
※茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
- (5) 人物・学力ともにすぐれ、かつ向学心があること
- (6) 日本国籍を有していること

【給付額】	<p>入学一時金 10 万円、月額 5 万円</p> <p><u>奨学金については返済の義務はありません。</u> <u>また、他の奨学金との併用も可能です。</u></p> <p>給付については、3 ヶ月ごとに本人名義口座へ振込を行います。</p>
【支給期間】	大学・短期大学・専門学校入学時から、正規の最短修業年限まで(最長 6 年間)
【採用人数】	8 名程度
【選考】	<p>申請書類に基づき、当財団の選考委員会にて審査を行います。</p> <p>審査の結果は応募者全員に通知致します。</p>
【申請書類】	<p>(1) 申込書類確認票 ※</p> <p>(2) 奨学生願書 ※</p> <p>(3) 学校長推薦書（高等学校に在籍している場合）※</p> <p>(4) 誓約書 ※</p> <p>(5) 作文 ※</p> <p>(6) 成績を証する書類（高等学校または特別支援学校高等部の成績証明書、高等学校卒業程度認定試験の合格成績証明書又は合格見込成績証明書） 3 年次前期のもの。学校により発行が出来ない場合には 2 年次のものを添付。</p> <p>(7) 住民票</p> <p>(8) 該当する場合には、以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設に在籍している場合 … 施設に在籍していることを証する書類 ・里親制度を利用している場合 … 里親制度を利用していることを証する書類 ・児童扶養手当を受給している場合 … 児童扶養手当を受給していることを証明する書類のコピー ・障害のある学生の場合 … 障害者手帳のコピー <p>※印の書類は、当財団様式となりますのでホームページから印刷（片面印刷）の上、記載下さい。</p>
【提出先・提出期限】	<p>公益財団法人創通育英財団</p> <p>〒105-6126</p> <p>東京都港区浜松町 2 - 4 - 1 世界貿易センタービル 26 階</p> <p>提出期限 平成 30 年 8 月末日（必着）</p>
【選考スケジュール】	<p>・ 9 月～10 月 選考委員等による選考 ※面接を行う場合があります。</p> <p>・ 11 月（予定） 当財団理事会にて奨学生内定者最終決定</p>
【内定取消について】	奨学生内定者が平成 31 年 3 月末までに大学等へ合格しなかった場合、内定を取り消します。

【奨学生の義務】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年、学業成績表、在学証明書及びレポートを提出する必要があります ・ 休学等、氏名・住所の変更、その他重要な事項に変更が生じた場合には、直ちに届け出る必要があります ・ 奨学金給付後も当法人の定めた書類を期日までに提出する必要があります ・ 当財団が行う行事について出席する義務があります
【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集要項に記載された内容以外は、当財団の奨学金給付規程の定めに従います ・ 応募書類は返却いたしません。 ・ 可否の理由についての問い合わせにはお答えできません。 ・ 休学や退学その他奨学生として適当でない事実があった場合、奨学金の支給が停止または廃止となることがあります。

3. 個人情報について

- (1) ご提供いただいた個人情報は、選考手続に際し選考委員等へ提供するほか、奨学金の給付、奨学生に対する指導助言、その他利用目的に必要な範囲内のみで利用させていただきます。
- (2) 奨学生の氏名は公表せず、年度毎の奨学生採用人数のみ公表いたします。

4. お問い合わせについて

お問い合わせはホームページのお問い合わせフォームにてお送り下さい。

<https://www.sotsu-ikuei.or.jp/>